

診断書

(＊精神障害者保健福祉手帳用)

氏名	症例 10	明治・大正・昭和・平成 8年 12月 5日生 (8歳)	男・女
住所			
① 病名 (ICDカテゴリーは、F0～F9のいずれかを記載)			
(1) 主たる精神障害	てんかん	ICDカテゴリー (G40)	
(2) 従たる精神障害		ICDカテゴリー ()	
(3) 身体合併症			
② 発病から現在までの病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等)			
<p>熱性けいれんの既往あり。 平成16年7月、サッカー少年団の夏合宿で、全般性強直間代発作を起こして発症。以後、当院でフォロー中。 薬物療法にもかかわらず、発作は群発している。</p>			
③ 現在の病状、状態像等 (該当する項目を○で囲む)			
(1) 抑うつ状態	1 思考・運動抑制 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ()		
(2) 躁状態	1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・刺激性 4 その他 ()		
(3) 幻覚妄想状態	1 幻覚 2 妄想 3 その他 ()		
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態	1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 ()		
(5) 分裂病等残遺状態	1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他 ()		
(6) 情動及び行動の障害	1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 その他 ()		
(7) 不安及び不穏	1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 その他 ()		
⑧ 癡れん及び意識障害	1 癡れん 2 意識障害 3 その他 ()		
(9) 精神作用物質の乱用及び依存	1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 ()		
(10) 知能障害	1 知的障害 (精神遅滞) : ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 2 痴呆		
④ ③の病状・状態像の具体的程度、症状等			
<p>発作は、SPS→二次性GTC。右口角のしびれや異常感覚にはじまり、言葉が出なくなったり、よだれが出たりする。そのままおさまることも多いが、右半身の運動発作に発展し、時に二次性の強直間代発作に移行することもある。GTCはこの半年で2回であるが、SPSは月単位で起きている。朝方に多い。さらに、夜尿があることから、睡眠中に発作が起きていると考えられ、これを含めると、発作頻度はもっと多いと考えられる。 脳波では、左前頭部—中心側頭部に棘波を認める。睡眠時活動で顕著。知的な遅れや行動障害はない。</p>			

⑤ 生活能力の状態

(保護的環境でなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して判定して下さい。)

1 現在の生活環境

入院・入所 (施設名) 在宅・その他 ()

2 日常生活能力の判定 (該当するもの一つを○で囲んで下さい。)

(1) 適切な食事摂取

自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(2) 身の清潔保持

自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(3) 金銭管理と買物

適切にできる・概ねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(4) 通院と服薬 (要・不要)

適切にできる・概ねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(5) 他人との意思伝達対人関係

適切にできる・概ねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(6) 身の安全保持危機対応

適切にできる・概ねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(7) 社会的な手続きや公共施設の利用

適切にできる・概ねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加

適切にできる・概ねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

3 日常生活能力の程度 (該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲んで下さい)

(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。

(2) 精神障害を認め、日常生活及び社会生活に一定の制限を受ける。

(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。

(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。

(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

⑥ 現在の精神保健福祉サービスの利用状況

(社会復帰施設、小規模作業所、グループホーム、ホームヘルプ、訪問指導等)

利用していない。

⑦ 備考

典型的なBECTと考えられる。

平成 17年 1月 25日

医療機関所在地
名称
電話番号

■◆小児科医院

医師氏名 (自署または記名捺印)

■◆ ★■

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合事業）

精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究（主任研究者：白澤英勝）

精神障害者の手帳に関する評価 ～手帳所持者100人の調査から～

追加分担研究者 白澤 英勝 宮城県精神保健福祉センター 所長

研究趣旨：精神保健福祉手帳を所持している精神障害者100人を対象に手帳をどう評価しているかの試行的調査を実施し、障害者の視点から手帳判定のあり方を検討した。研究方法：全国6ヶ所の地域生活支援センターを利用する精神障害者保健福祉手帳所持者100名を対象に、自記式アンケート用紙を配布、集計し、その結果を分析した。結果：手帳等級判定に概ね納得している者が85%、納得していないが15%であり、納得していない者の73.3%が現在より重い等級と考えていた。考察：手帳評価の基準は現に受けているサービスの種類や量・質と連動している。精神障害者に対する福祉サービスの充実は、手帳の等級判定の信頼性と共にその評価を高めるためには重要である。

研究協力者

築島 健

札幌市精神保健福祉センター

有海 清彦

山形県精神保健福祉センター

勝島聡一郎

横浜市こころの健康相談センター

数川 悟

富山県心の健康センター

山崎 正雄

高知県精神保健福祉センター

また、今後充実して欲しい精神保健福祉サービスなどについてどう考えているか、更に、手帳所持者は手帳制度をどう評価しているかなどを調査し、手帳利用者の視点から手帳判定のあり方を検討することを目的に試行的調査を実施した。

B. 研究方法

札幌市、山形県、横浜市、富山県、高知県の各精神保健福祉センターの協力を得て、本研究に賛同してくれる札幌市、山形県、横浜市、高知県の1ヶ所の、富山県は2ヶ所の精神障害者地域生活支援センターに依頼し、同センターを利用する精神障害者保健福祉手帳所持者の内、本研究の趣旨を説明し同意を得られた者100名に対し、自記式アンケート用紙を配布し、回収・分析

A. 目的

精神障害者保健福祉手帳を所持している者が、手帳の認知度、手帳管理、手帳を取得してのメリット、デメリットについて、

した。

C. 結果

アンケート回答者100名の内訳は男64名、女36名であった。年代別にみると30代が30名と最も多く、次いで50代29名、40代21名、20代15名、60代3名であり、無記入は2名であった。職業は無職が44名、福祉的就労19名(授産施設7名、小規模作業所12名)、臨時・パート就労12名、家事手伝い11名、その他14名であった。

精神障害者保健福祉の等級区分を知っている者は85名、知らない者15名で知っている者は知らない者の5.7倍であった。現在所持している手帳の等級は1級12名、2級63名、3級20名、わからない5名となっており、平成15年度の手帳等級判定結果と比較すると表1の通りである。

表1 手帳等級の比較

	1級 (%)	2級 (%)	3級 (%)
アンケート 所持者	12.6	66.3	21.1
平成15年度 判定結果	21.5	55.5	23.0

アンケートに回答した手帳所持者は平成15年度の判定結果と比較すると1級が少なく、2級が多くなっている。これは社会復帰施設である精神障害者地域生活支援センターを利用している手帳所持者の属性によるものと思われる。

手帳の管理は本人管理が88名と圧倒的に多く、家族が管理している者は11名、

その他1名となっていた。

手帳等級の納得度を表2に示す。

表2 手帳等級の納得度

納得度	(人)
納得している	49
まあまあ納得している	36
納得していない	15

納得している、まあまあ納得しているを合計すると、85人が等級判定結果に一応納得しているが、15名は等級判定に納得していない。納得していない15名の理由は現在の等級より重いと感じている者が73.3%、軽いと思っている者が26.7%とおよそ4分の3が重いと感じていた。

手帳取得に当たって自分で取得しようと思った者は38名、他から勧められて取得したものは60名で勧められて取得した者が多かった。

他から勧められた者に、誰に勧められたかを聞いたところ、病院職員が23名と最も多く、次いで家族12名、社会復帰施設の職員10名、保健所等職員8名、友人6名、その他4名の順であった。この結果は常日頃、身近に関わっている人が手帳取得について働きかけていることを示している。

手帳を所持しての評価を表3で示す。

表3 所持しての利点

手帳の利点	(人)
利点が大いにあった	30
利点があった	46
利点があまりなかった	12
利点がなかった	6
不明	6

手帳に対して、利点が大いにあった、あったの肯定的な評価をする者は有効回答94人中76人で、80.9%であった。反面、手帳に対して否定的に評価する者は19.1%であった。

手帳を所持して利点があったと回答した76名について、どの様な利点を感じているかについて複数回答で聞いたところ、図1に示す結果を得た。博物館・美術館などの公共施設利用の際に入館料や入場料、利用料の割引を受けたとする者が53名(69.7%)と最も多く、バスや地下鉄などの公共交通機関の割引が34名(44.7%)、携帯電話の基本料金の割引が29名(38.2%)、生活保護の障害者加算が21名(27.6%)、障害者控除等税制の控除が12名(15.8%)、特別障害者手当・障害者福祉手当などの手当が9名(11.8%)、ショートステイやホームヘルプサービスの提供及び福祉タクシーの利用がそれぞれ8名(10.5%)、公営・公団住宅への優先入居が4名(5.3%)、生活福祉資金の貸し付けが1名(1.3%)などとなっていた。

手帳を所持していることで、いやな思いの有無(有効回答98名)については表4で示す。

表4. 手帳所持手のいやな思いの有無

内 容	人 (%)
いやな思いをしたことがある	13 (13.3)
いやな思いをしたことはない	66 (67.3)
どちらともいえない	19 (19.4)

手帳を所持していやな思いをしたことがあると回答した者が全体の13.3%、い

やな思いをしたことはないとした者が67.3%、どちらともいえないが19.4%であった。手帳所持者の内、通院 医療費公費負担制度を利用している者は全体の81.8%、障害者年金を受給している者は75%であった。

手帳所持者の日中過ごす場(複数回答あり)はデイケアセンターが30名と最も多く、次いで地域生活支援センターが21名、小規模作業所が10名、職場・会社及び援護寮がそれぞれ7名、通所授産施設が6名、福祉工場が3名、病院が1名、その他4名となっており、日中自宅で過ごす者も16名と少なからずみられた。

今後、充実して欲しいサービス(複数回答)については図2で示す。充実して欲しいサービスの主なものは働ける場の確保が59名、年金等の所得保障が30名、周囲の人の理解を深める啓発が28名、能力に応じた職業訓練の実施及び早期発見や緊急時の対応がそれぞれ22名、サロンやたまり場などの集える場及び精神障害者に対する教育施策の充実がそれぞれ12名、援護寮、福祉ホーム、グループホームなどの生活訓練施設の住まいの場の確保及び相談機能の充実がそれぞれ11名、人としての権利の擁護、ホームヘルプなどの在宅サービスの充実及び小規模作業所や授産施設などの日中過ごす場の確保がそれぞれ10名となっていた。

D. 考察

精神障害者地域生活支援センターを利用する手帳所持者100名に対する調査を行った。これらの手帳所持者は手帳についての等級区分、自分の手帳の等級についての

認知について前者は85%、後者は95%が認知していた。また、手帳の管理も本人管理が88%となっている。精神障害者手帳制度が導入されておよそ10年になるが、手帳制度そのものに対する精神障害者の認知度は相当に高い水準に達していた。

自身の手帳の等級に対して納得している、まあまあ納得しているものは併せて85%であるが、反面、納得していない者も15%もあり、その内、実際の等級より自身の障害は重いと感じている者が73.3%であることをみると、手帳等級の判定に関して精神障害者自身が手帳判定の客観性・信頼性に疑問を持っていることを示している。

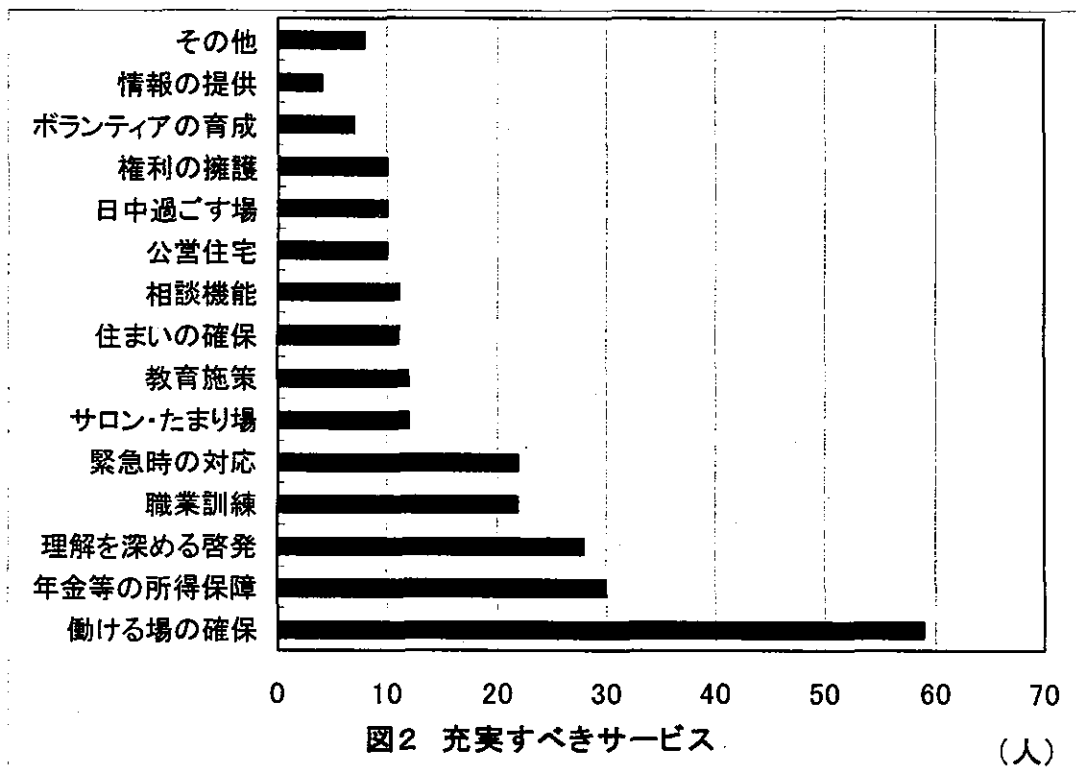
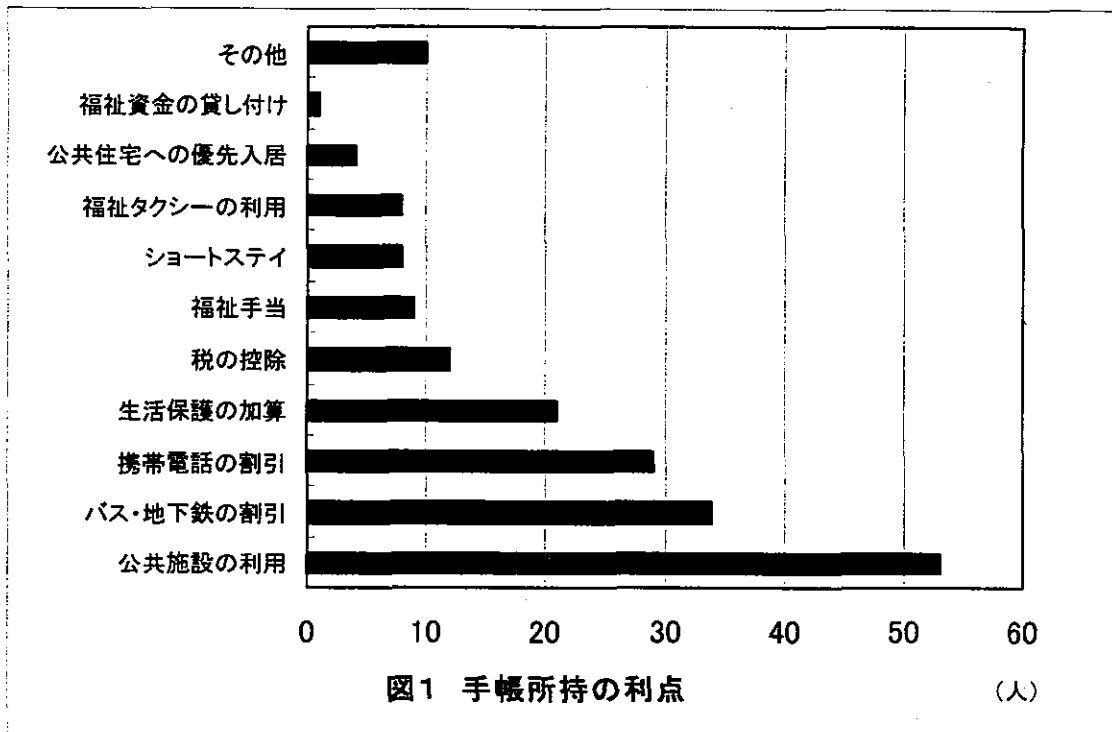
手帳を所持しての利点からは利点が大いにあった、利点があったが併せておよそ80%、残りの20%は利点を感じていなかった。手帳所持者は概ね肯定的に評価しているが、しかし、5人に1人が否定的評価をしている現状は、手帳制度と福祉サービスの種類や量とが必ずしも連動していないことを示唆するといえよう。実際、手帳の利用が福祉サービスと連動していればこの評価は高くなるが、利点にあげられた項目をみると博物館などの公共施設の利用、バスや地下鉄の公共交通機関の利用、携帯電話の基本料金の割引などであり、これらは精神障害者の社会参加、社会活動という視点からみると半数以上が利用しているのは公共施設の利用(69.7%)であり、アンケート回答者が精神障害者地域生活支援センター利用者であり、社会参加や社会活動を支援している機関であることを考慮すると、実際は手帳の利用範囲はもっと限定されていると考えるのが妥当であろう。また、手帳を所持していることで、いやな思

いをしたことがあると回答した者は13.3%もいることは、手帳制度が一般社会に十分受け入れられているとは言い難い現状にあり、なお、精神障害者に対する社会的な偏見が根強く存在しているとみることができる。また、今後充実して欲しいサービス内容をみると、就労に関連した働く場の確保、能力に応じた職業訓練、年金などの所得保障、小規模作業所や授産施設及びサロンや集える場などの日中の活動の場、緊急時の対応や相談機能の充実などであり、また、周囲の人の理解を深める啓発などもあげられている。こうしたサービス内容はいずれも精神障害者が地域で安心して生活するためには欠かすことができない切実な課題であり、これらが解決することが精神障害者の手帳制度への信頼性を高め、より確かなものになることを示唆しているといえよう。

E. 健康危険情報 なし

F. 研究発表 なし

G. 知的財産権利の出願・登録状況 なし



資料1

手帳所持者アンケート

記入の前にお礼とお願い

この度は厚生労働科学研究「精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究（主任研究者白澤英勝：宮城県精神保健福祉センター）」の手帳所持者アンケートにご協力いただきありがとうございます。この研究は「手帳判定」にあたり、その問題点を明らかにすること、精神障害者の地域生活を支援する立場からよりよい診断書を作成し、判定を全国標準化することにあります。本研究は各都道府県・政令都市の精神保健福祉センターの協力を得て行っています。

アンケート記入に当たっては各項目をお読みいただき、該当するところに○印をつけて下さい。（ ）内には必要な事項を記入して下さい。わからない項目がありましたらスタッフにお聞き下さい。

なお、本アンケート調査は試行的な調査であり、調査対象者を5県に限定しています。記入にご協力いただく皆様のプライバシーは完全に保たれます。本研究以外に調査結果を使うことはありません。よろしくご協力下さい。

手帳所持者アンケート

- あなたの性別と年齢をお答え下さい（a, bどちらに○をつけて下さい）
性別： a 男 b 女 年齢（ ）才（平成17年3月1日現在）
- あなたの職業をお答え下さい（○は1つだけにして下さい）
a：自営業 b：家事手伝い c：会社員や公務員（正社員など常勤者）
d：臨時、パート勤務など e：内職 f：授産施設に通所
g：小規模作業所に通所 h：職親の訓練を受けている i：生徒・学生
j：専業主婦 k：無職 l：その他（具体的に ）
- あなたは「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちでしょうか（どちらかに○をつけて下さい）
a：持っている b：持っていない
- 持っていると答えた方（aに○をつけた方）にお聞きします。あなたの手帳の等級は何級でしょうか。
a：1級 b：2級 c：3級 d：わからない
- 持っていると答えた方にお聞きします。あなたの手帳は誰が管理しているでしょうか
a：自分で管理している b：家族が管理している
c：その他（具体的に ）

6. 持っているとお答えの方にお聞きします。あなたは手帳の等級が1級、2級、3級の3段階に分かれていることを知っていましたか。

- a : 知っている b : 知らなかった

7. 持っているとお答えの方にお聞きします。あなたは現在自分が受けている手帳の等級に納得していますか。

- a : 納得している b : まあまあ納得 c : 納得していない

8. 7で納得していないとお答えの方にお聞きします。納得していない理由はどのようなものでしょうか（当てはまるものに○をつけて下さい）。

- a : 自分の等級はもっと重いと思う b : 自分の等級はもっと軽いと思う
c : その他（具体的に ）

9. あなたは手帳を受給するとき自分で決めましたか、誰かに勧められましたか。誰かに勧められた方は、誰から勧められましたか。（当てはまるものに○をつけて下さい）

- a : 自分で決めた b : 勧められた
i : 家族に ii : 友人から iii : 病院職員から
iv : 保健所や町の保健師から v : 施設の職員から
ra : その他（具体的に ）

10. あなたは手帳を受給して利点はありましたか（当てはまるものに○をつけて下さい）。

- a : 大いにあった b : あった c : あまりなかった d : なかった

11. 10でaあるいはbに○をつけた方にお聞きします。利点とはどのようなものでしょうか（当てはまるものに○をつけて下さい、いくつでも結構です）。

- a : 生活保護の障害者加算を受けられた
b : 特別障害者手当・障害者福祉手当等の手当を受けられた
c : ショートステイ」・ホームヘルプサービスの提供を受けた
d : 障害者控除等税制で控除を受けられた
e : 携帯電話の基本料金の半額割引を受けた
f : 公営・公団住宅への優先入居を受けた
g : 生活福祉資金の貸し付けを受けた
h : 福祉タクシーを利用できた
i : 市営バス・民営バスや地下鉄の運賃割引を受けた
j : 博物館・美術館等の公共施設利用際に入館料や入場料、使用料の割引を受けた
k : その他（具体的に ）

12. あなたは手帳を所持していて、いやな思いをしたことがありますか。

- a : いやな思いをしたことがある b : いやな思いをしたことはない
c : どちらともいえない

13. 12でaと答えた方にお聞きします。それはどんなことでしたか。【】内書き入れて下さい。

【
【

14. あなたは通院医療費負担制度を利用していますか

a : 利用している b : 利用していない c : わからない

15. あなたは障害年金を受けていますか

a : 受けている b : 受けていない c : わからない

16. あなたが昼間に主に過ごしているところはどこですか（○を一つだけつけてください）

a : 職場・会社 b : 小規模作業所 d : 通所授産施設
e : 援護療等入所施設 f : 病院 g : デイケアセンター
h : 大学・短大・専門学校 i : 地域生活支援センター j : 自宅
k : 福祉工場 l : 職親
m : その他（具体的に

17. あなたが今後充実して欲しいと考えるサービスは次のうちどれですか（○は3つまで）

a : 精神障害者に対する周囲の人の理解を深めるための啓発
b : 精神障害に対する教育施策の充実
c : 発病早期や緊急時の対応（早期発見、早期治療、緊急時の相談や医療等）
d : ホームヘルプサービス等在宅サービスの充実
e : 精神保健ボランティア等の育成
f : 精神障害者に対する能力に応じた職業訓練の実施
g : 精神障害があっても働ける場の確保
h : 援護療、福祉ホーム、グループホーム等住まいの場の確保
i : 市営住宅等公的住宅の利用の促進
j : 小規模作業所や授産施設等、日中過ごす場の確保
k : 年金等の所得保障の充実
l : 福祉に関するお知らせを始め、趣味・娯楽等各種の情報提供
m : 人としての権利の保護
n : スポーツ・文化・リクリエーション活動に対する施策の充実
o : 相談機能の充実
p : サロン・たまり場等集える場の充実
q : その他（具体的に

—ご協力ありがとうございました—

平成16年度厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
「精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究」

発行 平成17年3月
発行者 宮城県精神保健福祉センター
白澤英勝
連絡先 宮城県精神保健福祉センター
〒989-6117 宮城県古川市旭五丁目7-20
TEL : 0229-23-0021
FAX : 0229-23-0388